

健長第1015号
平成27年11月24日

各介護老人福祉施設の施設長
各介護老人保健施設の管理者 様
各介護サービス事業所の管理者

山形県健康福祉部健康長寿推進課長

障害者差別解消法の施行に向けた福祉事業者向けガイドラインについて

このことについて、厚生労働省老健局総務課長から通知がありましたので、御承知くださるとともに、障がい者の差別解消の取組に御協力をお願い致します。

健康長寿推進課介護事業担当
TEL023-630-3359